

情 審 答 申 第 1 9 号  
平成 1 8 年 7 月 4 日

宇治市教育委員会  
教育長 石田 肇 様

宇治市情報公開審査会  
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 8 年 1 月 2 4 日付け、1 7 宇教指第 5 7 3 号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「平成 1 6 年まで過去 3 年間の府の学力テスト結果 小学校、中学校（学校別）」について、公文書部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

# 答 申

## 第1 結論

宇治市教育委員会（以下「実施機関」という。）の判断は妥当である。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 公文書公開請求書の提出およびその受理

平成17年11月1日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、実施機関に対し「平成16年まで過去3年間の府の学力テスト結果、小学校・中学校（学校別）」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行い、実施機関は、同日付けでこれを受理した。

### 2 実施機関の請求に係る公文書の特定

実施機関は、請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を次のとおり特定した。

- (1) 平成14年度診断テスト結果（以下「文書①」という。）
- (2) 平成15年度診断テスト結果（以下「文書②」という。）
- (3) 平成16年度診断テスト結果（以下「文書③」という。）
- (4) 平成15年度中学校学力診断テスト（以下「文書④」という。）
- (5) 平成16年度中学校学力診断テスト（以下「文書⑤」という。）

### 3 本件文書の公開に係る決定等

平成17年11月15日、実施機関は、条例第6条第2号および第5号に該当する部分（以下「本件非公開部分」という。）を非公開とする公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に通知した。本件非公開部分の内容は別表のとおりである。

### 4 異議の申立て

平成18年1月5日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 5 審査会への諮問

平成18年1月24日、実施機関は、条例第17条第1項の規定により、宇治市情報公開審査会に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 異議申立ての趣旨

### 1 申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の取消決定を求める。

### 2 主張

- (1) 異議申立人は、自らの意思により意見書の提出を行わなかった。
- (2) 異議申立人が異議申立書および口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

ア 学校ごとの成績を知ることには決してプライバシー侵害ではないし、支障が生じることにはない。担当課は知られない方がスムーズにいくという間違った考えがある。隠蔽は向上につながらない。実際に、他府県では、学校別のテスト結果を公表している例がある。

イ 一度、学校参観したが、ひどい状況だった。それに驚き、教育をたださなければならぬと考えた。宇治市は京都府の平均点に達していないが、一般的に言って、ご父兄は無関心。そういうことから、学校ごとの成績を知ることには絶対に必要である。担当課も学力向上に力をいれると言っているが、どういう効果があったのかを知らうと思えば、個々の学校の平均点を知ることが大切である。

学力が低い学校については、習熟度別の授業や、市独自の予算で先生を増やす等の意見を言うことができる。そのために知りたい。言いふらしていたずらに混乱を招くつもりはない。欠点を是正して、学力向上に努めることが、結局、全体の教育成果をあげることになる。

ウ 実施機関は、過度の競争を助長すると主張するが、それは学力の程度の問題で、受験戦争、競争するのはもっとレベルの高い段階だと思う。宇治市は、子どもたちが勉強に疲れ果てるという弊害に達するまでの2・3段階低いレベルではないか。

エ 笠取小学校は、自然の中での少人数学級ということで注目しているが、参考として笠取小学校の教育の成果を知りたいと思っている。

オ 学力向上は必要不可欠の命題であり、学校別の成績を知ることには、このことに関心を持っている立場の者にとって重要である。

#### 第4 実施機関の理由説明の趣旨

- 1 実施機関が理由説明書および実施機関の職員の口頭説明において述べているところを総合すると、概ね次のとおりである。
- 2 条例第6条第5号該当性について
  - (1) 本件の学力診断テストは、京都府教育委員会および実施機関が実施している事務事業であるため、本件文書に記録されている情報は、本号にいう「本市等が行う事務事業に関する情報」に該当する。

なお、本号のアからオまでの規定は例示規定であるから、これらの例示規定に該当しない場合であっても、これらに類し、かつ同等の支障が発生するような場合には、「その他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものである。
  - (2) 小学校基礎学力診断テストの目的は、「小学校における基礎学力は、中学校・高等学校を通じた学習指導の基礎となり、その定着を図ることは本府学校教育を推進する上で極めて重要である。そのため、基礎学力診断テスト実施による学習状況の的確な把握による個に応じた指導と各学校における授業改善の推進によって学力の充

実・向上に資するものである。」とされている。また、中学校学力診断テストの目的は、「学習指導要領に示す目標や内容に照らした学習の実現状況を把握するため、中学校学力診断テストを実施し、指導上の課題を明らかにして授業改善を推進し、一人一人の生徒に基礎・基本の確実な定着による学力の充実・向上を図る。」とされている。すなわち、学力診断テストを通して、児童生徒の学習上の課題の把握とその結果を基に授業改善に役立てようとするもので、あくまでも学校教育を進める上での指導資料といえる。

こうした目的を踏まえ、京都府教育委員会はこれまでから学校ごとの平均点については公開していない。同様に、実施機関としても公表する予定はないこととしている。

- (3) 学校毎の学力診断テストの結果を公表することは、その結果があたかも当該学校の学力全体を表すものと誤解されることにもつながり、学力診断テストの結果だけ上げる風潮を生む可能性も大きくなる。このことにより、学力診断テストの結果だけ上げるための学力診断テスト対策が行われる等の過度の競争を助長することになり、極端な場合には、習得度の低い児童生徒にテストを受けさせないことも考えられる。

学力診断テスト対策が行われると、本来的に課題がある部分でも、点数としては良くなる場合があり、実際の学習の到達点が低くても、学力診断テストの点数は出るため、児童生徒がどこでつまづき、どのような指導を行うことによって課題解決ができるかという本来的な指導目的が見失われることになり、学力の正確な把握ができなくなる。このことにより、ひいては個に応じたきめ細かな指導又は授業の工夫や改善をすることができなくなる。

過度の競争の例としては、1961年に実施された「全国一斉学力テスト」で、生徒に多くの宿題プリントやドリル、問題集をおしつけ、異常なまでの課外授業を組んで、学力テストのためだけの準備教育が行われたことが挙げられる。また、このときは平均点が教師の勤務評定や競争につながり、ひいては教師の不正や学力テストを意識した進度を急ぐ授業、成績の悪い生徒は欠席を強いるなどの事態が生じ、各県や各学校の中で「学力テスト日本一」だけをめざす過度の競争が行われ、社会問題にもなった。こうした状況を踏まえ、1966年に当時の文部省は「全国一斉学力テスト」を廃止した。

以上述べたとおり、学力診断テストの結果を公開することにより、過度の競争を煽り、結果として「学習状況の的確な把握による個に応じた指導と各学校における授業改善の推進」および「指導上の課題を明らかにして授業改善を推進」することができなくなるため、ひいては学力の充実・向上という学力診断テストの実施目的の達成に支障を及ぼすおそれがある。

- (4) そもそも教育は教育基本法第1条に示されているように、人格の完成をめざし、心身共に健康な国民の育成を期して行われるものであり、学校教育においては、「自

ら学び、自ら考える力を育成し、創造的な能力」や「正しい判断力と強い意志を養い、自立的な生活態度を育てる」など全人格的な成長をめざして営まれるものである。

本件非公開部分を公開すると、容易に小学校又は中学校ごとの比較ができ、各学校の序列化につながるおそれがあるが、学力診断テストは、限られた学年および教科で実施されるものである。

実際には、小学校および中学校では、学力診断テストが実施されている教科だけではなく、様々な教科、領域からなる教育課程を実施しており、各学校が特色のある学校運営を目指し、児童生徒の個性を伸ばす教育に努めているため、仮に学校評価をするにしても、総合的な教育活動により評価されるべきであるが、一部教科の平均点による学校ごとの比較や順位付けが強調されることにより、それが各学校における教育活動全体の評価であるかのような誤解を生じさせるとともに、各学校の児童生徒に対する評価にもなりかねない。また、そのことにより、それぞれの児童生徒が不当な評価を受けること等により、個人の権利利益をも侵害するおそれがある。

さらに、学力診断テストの結果が下位順位とされた学校の児童生徒にとっては、このような不当な評価により何らかの劣等感を抱き、学習意欲や通学意欲が損なわれる等の支障を及ぼすおそれがある。

(5) 以上により、本件非公開部分は、条例第6条第5号の非公開情報に該当すると判断した。

### 3 条例第6条第2号該当性について

(1) 条例の規定にしたがって公開された公文書は、広く公にされるものであるため、学校の児童、保護者および学校の関係者等にも知られるものとして考える必要がある。そして、当該児童生徒、保護者および学校の関係者等から見れば、特定の個人を識別することができる情報であって、かつ、社会通念上、他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報は、条例第6条第2号の非公開情報に該当するものである。

笠取小学校および笠取第二小学校は山間地に位置しているため、他の市街地の小学校に比して、児童数が極端に少なく、基礎学力診断テストを受けた児童数は、1学年あたり1人の場合すらある。このような小規模校に在籍している児童の氏名等の情報は一般に公になっているものではないが、当該小学校の児童、保護者および学校の関係者等にとっては容易に知りうる情報である。

テストを受けた児童が1人である場合には、平均点そのまま当該児童の得点ということになる。2人以上の場合には、平均点からだけでは、それぞれの児童の得点を導き出すことはできないが、当該学校の児童、保護者および学校の関係者等にとっては、他の情報と照合することにより、特定の児童の得点が判明する可能性がある。

テストの結果は、社会通念上他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、本件非公開部分のうち小規模校の平均点は、条例第6条第2号の「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当する。

- (2) 基礎学力診断テストを受けた児童が少ない場合は、その平均点が当該学校の学力の傾向を正確に表すものとは言えないため、平均点が低い場合等については、当該学年の児童が不当に低い評価を受けること等により、個人の権利利益を侵害するおそれがある。

したがって、本件非公開部分のうち小規模校の平均点は、条例第6条第2号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

- (3) 以上より、本件非公開部分のうち、小規模校に係る部分は、条例第6条第2号に該当する情報であると判断した。

## 第5 本文書について

- 1 本文書は、京都府教育委員会および実施機関が実施した基礎学力診断テストの結果を一覧表にとりまとめた文書である。

- 2 本文書の構成は次のとおりである。

(1) 文書①

平成14年度に実施した小学校学力診断テストの結果が記録されたものである。記録されている情報は、小学校、教科（国語、算数）、学年（4年、6年）ごとの平均点および京都府・宇治市の教科、学年ごとの平均点である。

(2) 文書②

平成15年度に実施した小学校学力診断テストの結果が記録されたものである。記録されている情報は、小学校、教科（国語、算数）、学年（4年、6年）ごとの平均点および京都府・宇治市の教科、学年ごとの平均点である。

(3) 文書③

平成16年度に実施した小学校学力診断テストの結果が記録されたものである。記録されている情報は、小学校、教科（国語、算数）、学年（4年、6年）ごとの平均点および京都府・宇治市の教科、学年ごとの平均点である。

(4) 文書④

平成15年度に実施した中学校学力診断テストの結果が記録されたものである。記録されている情報は、中学校、教科（国語、数学、英語）ごとの平均点および京都府・宇治市の教科ごとの平均点である。

(5) 文書⑤

平成16年度に実施した中学校学力診断テストの結果が記録されたものである。記録されている情報は、中学校、教科（国語、数学、英語）ごとの平均点および京

都府・宇治市の教科ごとの平均点である。

## 第6 判断

### 1 条例第6条第5号該当性について

(1) 条例第6条第5号は、本市等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とするものである。

(2) 本件非公開部分が条例第6条第5号の「本市等が行う事務事業に関する情報」に該当するかについて

本件の基礎学力診断テストは京都府教育委員会および実施機関が実施したものであるので、本件非公開部分は、条例第6条第5号の「本市等が行う事務事業に関する情報」に該当する。

(3) 本件非公開部分が条例第6条第5号の「公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかについて

ア 実施機関は、本件非公開部分を公開することにより、学力診断テスト対策が行われる等の過度の競争を煽り、結果として「学習状況の的確な把握による個に応じた指導と各学校における授業改善の推進」および「指導上の課題を明らかにして授業改善を推進」することができなくなるため、ひいては学力の充実・向上という学力診断テストの実施目的の達成に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。また、本件非公開部分を公開することにより、各学校の序列化につながるおそれがあり、下位順位とされた学校の児童生徒にとっては、不当な評価により何らかの劣等感を抱き、学習意欲や通学意欲が損なわれる等の支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

イ 小学校基礎学力診断テスト実施要項および中学校学力診断テスト実施要項によれば、学力診断テストの実施目的は「学習状況の的確な把握」と「指導上の課題を明らか」にすることにより、「個に応じた指導」と「授業改善の推進」を行い、「学力の充実・向上」を図ることにある。すなわち、学力診断テストの直接的な実施目的は「学習状況の的確な把握」と「指導上の課題を明らか」にすることにより、最終的な実施目的は「学力の充実・向上」を図ることにあると言える。

以下、これを前提に検討する。本件非公開部分を公開すると、平均点による学校の順位付けが容易にできることから、保護者からテストの結果を上げるよう要望される等の圧力がかけられ、学校間の過度の競争を煽り、学力診断テストの成績を上げるための学力診断テスト対策が行われることが十分に予想される。そうすると、「学習状況の的確な把握」と「指導上の課題を明らか」にするという学力診断テストの直接的な実施目的の達成に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては「学力の充実・向上」という学力診断テストの最終目的の達成に支障を及ぼすおそれ

があると認められる。

ウ 実施機関の説明によれば、各学校では、学力診断テストが実施されている教科だけに限らず、様々な教科、領域からなる教育課程を実施しており、各学校が特色のある学校運営を目指し、児童生徒の個性を伸ばす教育に努めている。

学力診断テストの対象となる教科は、これらの教育課程の一部に過ぎないものであるから、学力診断テストの結果は教育成果の一面に過ぎないものである。しかし、他に学校を比較する指標が存在しない現状において、本件非公開部分を公開すると、学力診断テストの結果のみをもって各校の順位付けが行われ、このような順位付けが各学校における教育活動全体の評価であるかのような誤解を与え、学校の序列化や、学校に対する予断と偏見を助長することは十分に予想できる。

そうすると、結果的に平均点が低かった学校の児童生徒の心情を傷つけ、学習意欲や通学意欲を失うことにより学校教育の活動全般に支障を及ぼすとともに、実施機関が取り組んでいる「特色のある学校運営」と「児童生徒の個性を伸ばす教育」の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 上記の支障について総合的に判断すると、本件非公開部分は条例第6条第5号の「当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

(4) 以上より、本件非公開部分は、条例第6条第5号に該当する。

## 2 条例第6条第2号該当性について

(1) 条例第6条第2号は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開とするものである。

(2) 実施機関は、小規模校である笠取小学校および笠取第二小学校においてはテストを受けた児童が少ないため、1人である場合のみならず2人以上の場合にも、特定の児童の得点が判明する可能性があり、テストの結果は通常他人に知られたいと望むことが正当と認められるため条例第6条第2号に該当すると主張する。また、特定の児童の得点が識別できない場合であっても、小規模校の平均点は、当該学校の学力の傾向を正確に表すものとは言えないため、平均点が低い場合等については、当該学年の児童が不当に低い評価を受けること等により、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第6条第2号の「特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する旨主張している。

(3) たしかに、テストを受けた児童が1人の場合は当該児童の得点そのまま平均点となるため、当該学校の児童、保護者および学校の関係者等からすれば、特定の児童の得点が判明する。また、2人の場合については、テストを受けた児童およびその保護者にとっては、自己の得点と照合することにより、もう一方のテストを受けた児童の得点を明らかにすることができる。そして、テストの結果は通常他人に知



られたくないと望むことが正当であると認められるから、本件非公開部分のうちテストを受けた児童が2人以下の部分については、本号に該当することは明らかである。

- (4) テストを受けた児童が3人以上の場合について特定の児童の得点が識別できるか、或いは識別できないがなお個人の権利利益を害するか否かについては、なお慎重な検討を要するが、いずれにしても、本件非公開部分は条例第6条第5号に該当し非公開とする情報であるので、これ以上の検討は行わないこととする。
- (5) 以上より、テストを受けた児童が2人以下である文書②中の笠取小学校および文書③中の笠取第二小学校の4年生のテスト結果については条例第6条第2号に該当するが、それ以外の部分についての判断は行わないこととする。

## 第7 結語

以上より、結論のとおり答申する。

別表

本件非公開部分の内容

	非公開とした部分	非公開とした理由
文書①	学校、学年（４年、６年）、教科（国語、算数）ごとの平均点（笠取小学校、笠取第二小学校を除く。）	条例第６条第５号該当
	笠取小学校および笠取第二小学校の、学校、学年（４年、６年）、教科（国語、算数）ごとの平均点	条例第６条第２号該当 条例第６条第５号該当
文書②	学校、学年（４年、６年）、教科（国語、算数）ごとの平均点（笠取小学校、笠取第二小学校を除く。）	条例第６条第５号該当
	笠取小学校および笠取第二小学校の、学校、学年（４年、６年）、教科（国語、算数）ごとの平均点	条例第６条第２号該当 条例第６条第５号該当
文書③	学校、学年（４年、６年）、教科（国語、算数）ごとの平均点（笠取小学校、笠取第二小学校を除く。）	条例第６条第５号該当
	笠取小学校および笠取第二小学校の、学校、学年（４年、６年）、教科（国語、算数）ごとの平均点	条例第６条第２号該当 条例第６条第５号該当
文書④	学校、教科（国語、数学、英語）ごとの平均点	条例第６条第５号該当
文書⑤	学校、教科（国語、数学、英語）ごとの平均点	条例第６条第５号該当

参考

情報公開審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 1月24日	諮問書の受理
平成18年 2月27日	実施機関の理由説明書の受理
平成18年 3月17日	審査会（第1回）
平成18年 4月 6日	審査会（第2回）
平成18年 5月26日	審査会（第3回）
平成18年 6月27日	審査会（第4回）
平成18年 7月 4日	答申